

○広島大学大学旗使用細則

平成16年4月1日

副学長(人事・総務担当)決裁

広島大学大学旗使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学旗規則(平成16年4月1日規則第132号)第4条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学旗の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 大学旗を使用できる者は、本学の職員若しくは学生又はこれらで構成する団体とする。

(使用できる範囲)

第3条 大学旗を使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 本学の式典及び行事に使用する場合
- (2) その他学長が適当と認めた場合

(使用許可)

第4条 第2条に規定する者が前条第2号の場合で大学旗を使用しようとするときは、使用許可願(別記様式)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、大学旗の使用を許可しないものとする。

- (1) 本学の名誉が傷つけられる恐れがあるとき。
- (2) その他大学旗の使用が適当と認められないとき。

(使用許可の取消等)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、大学旗の使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れがあるとき。
- (2) その他大学旗の使用が適当と認められないとき。

(事務)

第6条 大学旗の使用に関する事務は、財務・総務室総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、大学旗の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 一部改正)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 一部改正)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日 一部改正)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

平成 年 月 日	
広島大学長 殿	
申請者 (所属・団体名) (氏名)	
広島大学大学旗使用許可願	
下記のとおり広島大学大学旗を使用したいので許可願います。	
記	
使用目的	
使用期間	
備考	

広島大学大学旗使用許可書	
使用目的	
使用期間	
使用許可条件	
備考	
上記のとおり広島大学大学旗の使用を許可する。	
平成 年 月 日	
殿	
広島大学長 ○ ○ ○ ○ 印	